

施設基準等のお知らせ

1. 看護に関する事項

- ・当病院は、健康保険法の規定に基づく看護等の基準を行っている保険医療機関です。

病床数 40床・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の平均入院患者数33人)

みなみ病棟【地域一般入院料1および地域包括ケア入院医療管理料1】

当病棟では、1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの受け持ち患者数は17人以内です。
- ・ 入院患者40人に対して1人以上の看護補助の配置をしています。
- ・ 当病院においては、患者の負担による付添看護は認められていません。

（短期間の家族の付き添いについても管理者の許可が必要です。）

2. 入院食事療養（I）及び入院時生活療養（I）に関する事項

- ・当病院は、入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を受理されています。常勤の管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供しております。

3. 寝具に関する事項

- ・敷布、掛布等の寝具は週1回交換しています。

尚、汚れた場合は曜日に関係なく交換しています。

4. その他の施設基準に関する事項

- ・令和6年 5月1日 地域包括ケア入院医療管理料1
- ・令和6年 1月1日 地域一般入院料1
- ・令和6年 7月1日 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・令和3年 9月1日 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・令和3年 5月1日 診療録管理体制加算3
- ・令和4年 4月1日 データ提出加算2
- ・令和6年 5月1日 看護補助加算2 (看護補助体制充実加算)
- ・令和3年 5月1日 CT撮影及びMRI撮影
- ・令和3年 5月1日 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・令和4年 4月1日 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・令和5年 3月1日 感染対策向上加算3
- ・令和4年 4月1日 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・令和4年 4月1日 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・令和4年 4月1日 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・令和4年10月1日 看護職員配置加算 (地位包括ケア病棟入院料の注3)
- ・令和5年10月1日 看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)
- ・令和5年10月1日 二次性骨折予防継続管理料2, 3
- ・令和5年10月1日 地域連携診療計画加算
- ・令和5年10月1日 入退院支援加算1
- ・令和5年 8月1日 医療安全対策加算2
- ・令和6年 2月1日 認知症ケア加算3
- ・令和6年10月1日 地域包括診療料2
- ・令和6年 4月1日 機能強化加算
- ・令和6年 6月1日 医療DX推進体制整備加算
- ・令和6年 8月1日 検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・令和6年 6月1日 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・令和7年 1月1日 入院ベースアップ評価料43
- ・令和6年11月1日 後発医薬品使用体制加算1
- ・令和6年11月1日 栄養サポートチーム加算
- ・令和7年 1月1日 外来データ提出加算 (生活習慣病)

5. 特定療養費に関する事項

- ・個室を希望される方は、差額室料として1日につき下記の負担をお願いします。

部屋名	金額 (税込み)	設備内容
213 号室	8,800 円	シャワー、トイレ、ソファ、デスクチェア テーブル、サイドテーブル、ワードローブ テレビ、冷蔵庫
201 号室、206 号室 212 号室、216 号室 218 号室、220 号室	4,500 円	トイレ、ソファ、椅子、サイドテーブル テレビ・冷蔵庫 (フリートカード式)
215 号室	4,000 円	ソファ、椅子、サイドテーブル テレビ・冷蔵庫 (フリートカード式)

- ・180日越入院療養加算料について

一般病棟に180日を超えて入院された場合、給付の減額分を負担していただきます。

ただし、厚生労働大臣が定める状態にある方は除きます。

地域一般入院基本料11日つき1,630円 (税込み)

6. 保険外負担に関する事項

- ・当病院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。(税込み)

付添食	1食	640円
付添布団	1日	320円
イヤホン		110円

生命保険の調査書（簡単なもの）	1通	5,500円
生命保険の調査書（詳細なもの）	1通	11,000円
診断書・各種証明書	1通	2,200円
死後処置		5,500円
死後処置（ゆかた有）		7,130円

尚、衛生材料の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や曖昧な名目での費用徴収は一切認められていません。

令和7年1月1日 改訂

